

坂井市空家家財処分支援事業

この事業は、坂井市空き家情報バンクへの登録及び市場への流通を促進することを目的として、空家の家財処分等に要する費用の一部補助を行います。

補助対象者

次に掲げる要件をすべて満たす者

- (1) 坂井市空き家情報バンクに、すでに登録されている又は家財処分等の完了後速やかに登録する空家の所有者等
- (2) 坂井市空き家情報バンクに継続して2年以上登録する見込みのある者
- (3) 坂井市税を滞納していない者

(注) 申込み後、市の交付決定通知を受ける前に、すでに事業に着手している方は補助対象外となりますのでご注意ください。

補助対象経費

次の各号に掲げる経費とする。ただし、(1) 及び (2) において処分等を委託する場合は、坂井市一般廃棄物処理（収集・運搬）許可業者に委託するものとする。

- (1) 家財等の収集、運搬、処分に要する経費（ただし除草や草木の伐採、処分等に要する費用は対象外）
- (2) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づく特定家庭用機器廃棄物のリサイクルに要する経費
- (3) 空家の清掃等に要する経費
- (4) その他、市長が必要と認める経費

補助金の額

補助対象経費の2/3以内（千円未満切り捨て）10万円を限度とする。

※補助金は1棟につき1回とする。

募集件数

10件

（募集件数に達し次第終了とします。）

募集期間

令和4年8月22日（月）～令和5年2月28日（火）午後5時必着

申込方法

本庁都市計画課にある申請書に必要書類を添えて提出してください。

（申請書は、ホームページからもダウンロードできます。）

提出先

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄1-1

坂井市役所 建設部 都市計画課 (0776-50-3052)